

浄化槽設置測量設計業務委託特記仕様書

業務番号	23-B28W
業務名	平成23年度 浄化槽市町村整備推進事業 測量設計業務
業務場所	船井郡京丹波町地内（7件）
履行期間	契約日の翌日から平成23年10月14日

1 業務の適用範囲

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「浄化槽測量作業標準仕様書」及び「浄化槽設置設計業務委託標準仕様書」によるものとする。

2 業務の対象

- (1) 位 置 別紙住宅地図のとおり
- (2) 内 容 浄化槽設置7基（戸）

浄化槽測量作業標準仕様書

第1条 適用範囲

1. この標準仕様書は、京丹波町の行なう測量作業に適用する。
2. 設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条 作業実施

測量業者は、国土交通省近畿地方整備局の定める測量作業規定に準じて実施するものとする。

第3条 疑義

測量業者は、作業実施にあたり、仕様書及び設計図書等に疑義を生じた場合は、監督員の指示を受けなければならない。

第4条 作業計画

1. 測量業者はあらかじめ作業計画を立て、監督員の承諾を得なければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。
2. 前項のただし書で変更を行なった場合は、そのつど監督員に報告しなければならない。

第5条 使用成果

この測量に使用する基準点の成果は、監督員の指示によりすべて測量業者の責任において処理する。

第6条 作業確認

測量業者は、主要な測量作業段階の区切り目等において監督員の指示した箇所については、監督員の承諾を得なければ次の作業を進めてはならない。

第7条 検査

測量業者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし、主任技術者が立会いのうえ検査を受けなければならない。

第8条 作業管理

1. 測量業者は作業実施にあたり関係法令を遵守し、常に善良な管理を行なわなければならない。
2. 測量現場が隣接し、または同一場所において実施する別途測量がある場合には、業者相互の協調はもとより、成果の照合を行って関連あるものとしなければならない。
3. 測量業者は、測量実施にあたり水陸交通の妨害、又は公衆に迷惑をおよぼさないよう努めなければならない。
4. 測量業者は、測量作業中安全の確保に留意しなければならない。
5. 作業により第三者に事故等の損傷を与えた場合は、監督員に連絡のうえ測量業者の責任で処理しなければならない。

第9条 土地の立入り

1. 測量業者は、測量実施にあたり、国有・公有又は私有の土地に立入る場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。
2. 測量業者は、測量実施にあたり宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。

第10条 土地の使用等

測量業者は、測量実施にあたり植物、垣、柵等を伐除しようとする場合、又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は、使用者又は占有者の承諾を得て行うものとする。この場合生じた損失は、特記仕様書に示すほかは原則として測量業者が保証するものとする。

第11条 官公庁その他への手続等

1. 測量業者は、測量実施にあたり必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、監督員と打合わせのうえ測量業者において迅速に処理しなければならない。
2. 測量業者は、関係官公庁・その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

第12条 技 術 者

測量に従事する場合は、測量法第49条により登録された測量士又は測量士補でなければならない。

第13条 再 測 量

測量業者は、測量実施中又は完成検査において測量成果に誤りが発見・指摘された場合、監督員の指示により請負者の責任においてただちに再測量を実施し、その誤りを訂正し、原因・結果を報告しなければならない。

第14条 提出書類

測量業者は、実施事前に作業工程表、主任技術者届、完了後に請求書完了届等の書類を監督員を経て遅滞なく提出しなければならない。

第15条 成 果 品

1. 成果品は特記仕様書によるもののほか監督員の指示に基づくものとし、完了後は遅滞なく提出しなければならない。
2. 成果品は全て京丹波町の所有とし、京丹波町の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

浄化槽設置設計業務委託標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、別添の特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.8 提出書類

(1) 受託者は、業務の着手及び完了に当って、京丹波町の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 主任（管理）技術者届

(ニ) 職務分担表 (ホ) 完了届 (ヘ) 納品書

(ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了後に京丹波町の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指示された提出図書一式を納品し、京丹波町の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1.13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、京丹波町、受託者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件等については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象家屋について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等を現地を十分に把握しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 打合わせ

- (1) 業務の実施に当って、受託者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合わせの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と京丹波町は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当っては、京丹波町の指定する図書及び本仕様書第7章準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について、京丹波町と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 受託者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象家屋にかかる事業計画書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

京丹波町は、業務に必要な在来管資料、道路台帳等の資料を所定の手続によって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には係員の承認を受けなければならない。

(1) 付近見取図

付近見取図は、市販の住宅地図に浄化槽設置箇所を記入する。

(2) 計画平面図

計画平面図（ $S = 1/100 \sim 1/200$ ）は、現地測量による平面図に基づいて、設置家屋（離れ含む）、浄化槽の位置、流入管（宅内排水設備予定管）、放流管、管径、勾配、区間距離等を記入する。

(3) 建物平面図

建物平面図（ $S = 1/100 \sim 1/200$ ）は、現地測量による平面図に基づいて、設置家屋（離れ含む）の延べ床面積を算定し、算定式についても記入する。

(4) 縦断面図

縦断面図（ $S = \text{縦}1/100$ 、 $\text{横}1/100 \sim 1/200$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管路の位置、平面図との対照番号、勾配、計画高、地盤高、土被り、管底高、追加距離、単距離、放流水路高等を記入する。

(5) 横断面図

横断面図（ $S=1/50$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管路の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管路名称又は横断位置の名称等を記入する。

(6) 構造図

管路、舗装（コンクリート）復旧についても構造図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）を作成する。

(7) 仮設図

仮設図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

建築物その他の工作物に接近して浄化槽を設置する場合は、仮設図を作成し、設計図には掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法等を記入する。

4.2 数量計算書

土工、浄化槽本体、舗装復旧、管路、構造物、仮設工等材料別に数量を算出する。

4.3 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第5章 審査

5.1 審査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 審査の体制

受託者は遺漏なき審査を実施するため、相当な技術経験を有する審査員を配置しなければならない。

5.3 審査事項

受託者は設計全般にわたり、以下に示す事項について審査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（構造計画、仮設計画等をいう。）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6.2 実施設計関係提出図書

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 付近見取図	指定なし	A3・陽画2部
(2) 計画平面図	1/100～1/200	〃
(3) 建物平面図	1/100～1/200	〃
(4) 縦断面図	縦1/100、横1/100～1/200	〃
(5) 横断面図	1/50	〃
(6) 各種構造図	1/10～1/100	A1・陽画2部
(7) 仮設図	1/10～1/100	〃
(8) 数量計算書		A4・2部
(9) 報告書		〃
(10) 打合わせ議事録		〃
(11) その他の資料		原稿1式 図面及び計算書データ・CD-ROM (図面データは、CAD及びPDFのそれぞれ)

設計に伴って収集・調査した資料及びその他占用申請等に関する資料

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記の掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道排水設備指針と解説（日本下水道協会）
- (2) 浄化槽設備士講習テキスト（浄化槽設備士センター）